

電子入札システム導入について

令和5年3月
岩国市契約監理課

岩国市では、入札手続の透明性、公平性の確保、入札参加者の負担軽減、入札契約事務手続の効率化を図るため、令和4年4月1日より電子入札システムの運用を開始し、電子入札移行のために一年間の経過措置期間を設けていました。

令和5年3月31日をもって経過措置期間が終了することに伴いまして、令和5年度より対象とする案件につきましては、電子入札システムによる入札の参加が原則となりますので、電子入札システム導入等の準備が完了していない事業者様におかれましては、早めのご準備をお願いします。

【電子入札システム導入の目的】

1 透明性の促進

建設工事等の入札情報を開示することで透明性の確保に繋がります。

2 公正な入札執行

設計図書や質疑応答の閲覧を日常的に利用しているインターネットを介して簡便かつ適正に行うことにより、入札参加者と市職員、入札参加者同士の接触機会が減少するため、入札の公平性が高まります。

3 利便性の向上

電子入札では事業所等から入札に参加することが可能となるため、時間的拘束が軽減されます。また、入札の際に会場に参集する必要がないため、交通費や人件費等の経費の節減に繋がります。

4 入札事務の効率化

入札案件の通知や結果の公表に関する業務の効率化、迅速化が図れます。

【電子入札の対象案件】

岩国市が発注する入札案件のうち下記の範囲

- (1) 予定価格が130万円（税込）を超える建設工事
- (2) 予定価格が50万円（税込）を超える建設工事に係る業務委託（測量、地質調査、及び建設コンサルタント等）

※ 指名競争入札においては、電子入札システムの導入と岩国市への利用者登録がなされていない場合、指名することができませんのでご注意ください。

※ 地方自治法施行令第167条の2に該当する随意契約及び物品の入札は、従来どおりの手続を行うことから電子入札の対象外です。

【電子入札に参加するための準備】

電子入札に参加いただくためには、事前準備が必要となりますので、「岩国市電子入札ポータルサイト」をご確認のうえご準備いただきますようお願いいたします。

なお、随意契約における見積り合わせ及び物品の入札のみに参加を希望される事業者様におかれましては、電子入札の準備は不要です。